

倉吉市

可燃ごみ処理手数料の改定及び新サイズの指定ごみ袋 導入に関するパブリックコメント資料

〈募集期間〉

令和8年2月9日(月)～令和8年3月10日(火)午後5時(必着)

【募集するテーマ】

1. 可燃ごみ処理手数料の改定について(資料 1～8 ページ)

可燃ごみ処理手数料を制定した当初の目的である、可燃ごみの排出抑制効果が薄れてしまっていることや、ごみ処理施設の運営に必要な人件費や物価の高騰、施設整備費(メンテナンス費用)の上昇により、ごみ処理費用が急増していることを踏まえ、可燃ごみ処理手数料を引き上げることについて

2. 新サイズの指定ごみ袋の導入について(資料 9～10 ページ)

ごみの排出量の少ない世帯の状況を考慮し、現在の小袋よりも小さなサイズの袋を導入することについて

※このパブリックコメントに関するご質問は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、口頭・電話でのご意見は受け付けしておりませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

倉吉市市民生活部環境課

電話：0858-22-8168

Mail : kankyou@city.kurayoshi.lg.jp

1. 可燃ごみ処理手数料の改定

市は可燃ごみ処理手数料の改定について、関係団体の代表者や学識経験者で構成される「倉吉市廃棄物減量等推進審議会」に諮問し、令和7年10月から3回の審議を重ねました。

その結果、令和8年1月15日に、審議会から市長へ下記の内容について答申が行われました。

- ・ごみ処理手数料は次のとおりとします。

指定ごみ袋	ごみ処理手数料(新)	ごみ処理手数料(現行)
大袋(40ℓ)	55円	31円
中袋(20ℓ)旧小袋	27円	21円
小袋(10ℓ)新規	14円	—

- ・ごみ処理手数料の算定期間は令和8年度から令和12年度までとする。

(理由)

可燃ごみの排出抑制を目的として指定ごみ袋を有料化しているにもかかわらず、有料化開始(平成17年)から5年間は排出量が減少したものの、その後は増加に転じています。こうした状況から指定ごみ袋の有料化による排出抑制効果は薄れてきていると考えられます。

また、ごみ処理施設の運営に必要な人件費や物価の高騰、施設整備費(メンテナンス費用)の上昇により、ごみ処理費用が急増しているため、ごみ排出者がその増加分の一部を負担することが避けられないと考えられます。

さらに、指定ごみ袋の料金については、消費税率の改定を除けば平成17年の合併以降、一度も見直しがされていません。

これらの状況を鑑みて、ごみ処理手数料を改定することは適当であると考えます。

併せて、ごみの排出量が少ない世帯の状況を考慮し、現在の小袋よりも小さな袋を新たに導入する必要があると考えます

指定ごみ袋料金の設定にあたっては、今後開始が予定されているプラスチックごみの分別回収により、可燃ごみが減ることから負担は過大になりにくいこと、また、排出量に応じた負担の公平性を確保するために、ごみ処理経費に対する受益者負担率を設定し、それをもとに大、中、小の各袋の料金を設定することが望まれることから、県内他市町も含め、多くの自治体で採用されているごみ袋1枚あたりの受益者負担率10%を適用するものです。

付帯意見

(1)ごみの減量化・再資源化の推進

ごみ処理手数料の改定を契機として、一層のごみの減量化・再資源化の推進に努めること。

(2)ごみ処理手数料の算定期間

ごみ処理手数料の改定については、ごみ減量の状況や社会情勢等の変化に対応するため5年を目途に定期的な見直しを検討すること。

(3)周知・広報について

ごみ処理手数料の改定については、消費税率の改定を除けば、平成17年以来初めての見直しとなります。このため、料金改定の必要性や今後の取り組み方針について、市民の皆様に十分ご理解いただけるよう、丁寧でわかりやすい説明に努めること。

(1)倉吉市の現状

倉吉市は平成7年度からごみ排出抑制のため、指定ごみ袋を年間100枚まで無料、101枚目以降を有料とする制度を導入していた。旧閑金町との平成17年の合併後は制度を統一し、指定ごみ袋を1枚目から有料化(大袋30円、小袋20円)した。現在の料金(大袋31円、小袋21円)は消費税率改正に合わせて改訂されたもので、料金の算定根拠がはっきりしていない。

家庭系可燃ごみの排出量は有料化直後の5年間(H17→H22)は減少したが、その後令和5年度にかけて増加に転じ、ごみ抑制効果は薄れている。さらに、ごみ処理施設の人件費や諸物価の高騰、設備のメンテナンス費等の増加により、ごみ処理経費が上昇する中、ごみ焼却施設の安定稼働のため、令和2年度から大規模なメンテナンス工事が始まり、ごみ処理経費が急増している。

(2)課題

家庭系可燃ごみ1人1日あたりの排出量が増加している中で、それに伴い、ごみ処理経費も高騰しているため、指定ごみ袋料金を見直す必要があります。見直しにあたっては、受益者負担率(※)を考慮しながら、ごみ排出の負担の公平性を確保する必要があります。

※ 受益者負担率=指定ごみ袋1枚あたりのごみ処理経費に占める指定ごみ袋の料金の割合、この値が高いほど、ごみ袋1枚あたりのごみ処理経費に対するごみ袋購入者の負担が増える。

(R5年度受益者負担率:大袋6%、小袋8%)

(3)指定ごみ袋料金の見直しの必要性

指定ごみ袋の有料化の効果がなくなっていること、ごみ処理経費が高騰していることを踏まえて指定ごみ袋料金の見直しを行います。今回の見直しは、

- ①ごみの排出抑制や再生利用の推進、住民の意識改革
- ②排出量に応じた負担の公平性の確保
- ③ごみ処理経費の増加に伴うごみの排出者の適正な負担

これらを反映させるため、新たな受益者負担率を設定し、現行の料金を見直す。この見直しに伴い、ごみ袋の大きさに関わらず同一の受益者負担率を設定します。

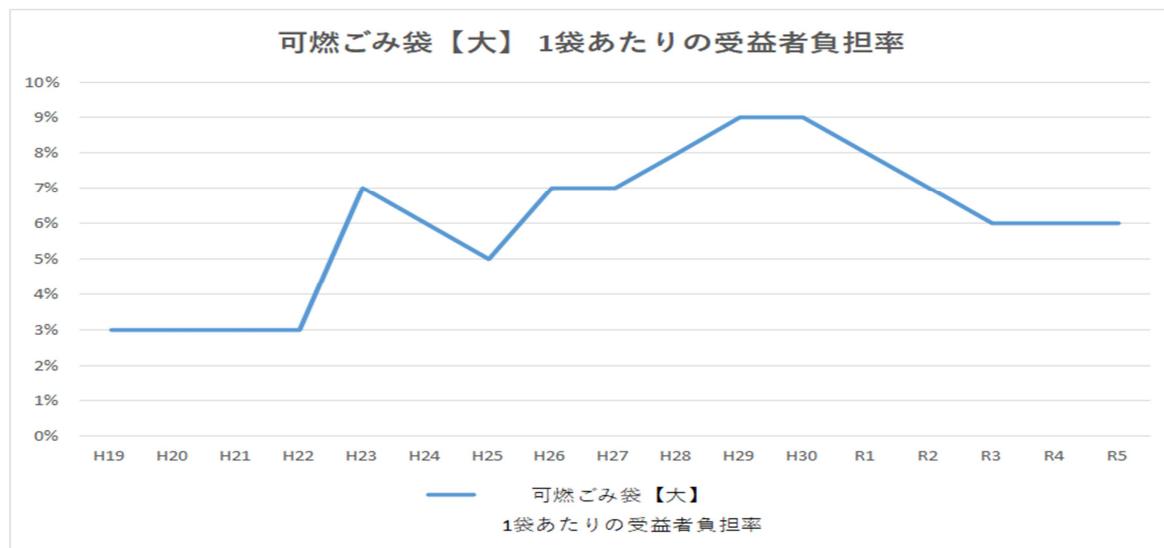
また、今後は、「新たな一般廃棄物処理システム基本構想(令和6年3月:鳥取中部ふるさと広域連合策定)」において、令和12年度までに中部地区全域(1市4町)でプラスチック資源の分別回収を実施し、令和17年度までに新たな一般廃棄物処理施設整備の実施が予定されているなど、一般廃棄物に係る処理経費に大き

な影響が及ぶ可能性が予想されます。

こうしたことから、今後の指定ごみ袋料金については、環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」に基づき、概ね5年に一度の頻度で見直しの検討が必要になります。

【資料1】指定ごみ袋料金の受益者負担率

平成19年では3%、平成29年に9%まで上昇し、令和3年に6%となりました。



【資料2】ごみの排出量の状況

- R5年度の家庭系ごみの排出量は、可燃ごみ指定袋の全面有料化が始まったH17年度と比べて12%減少しています。
- R5年度の家庭系可燃ごみの排出量は19%減少していますが、1人1日あたりの可燃ごみ排出量は4%の減少にとどまっています。

区分	H17年度 (全面有料化)	R5年度	H17年度比
家庭系ごみ排出量	10,428t	9,189t	△ 12%
家庭系可燃ごみの排出量	H17年度	R5年度	増 減
ステーション回収分 (家庭系可燃ごみ排出量)	9,483t	7,650t	△ 19%
1人1日あたりの 可燃ごみ排出量(注)	489g	471g	△ 4%

(注) (可燃ごみ排出量(委託分収集)t ÷ 人口(9月末) ÷ 365日 or 366日) × 1,000,000(tからgに換算)

(4)可燃ごみ処理手数料の見直しについて

【案1】ごみ袋1枚あたりの受益者負担率を H19 年度～R5 年度の間の最大値で最も高い(9%) (H29・H30 年度)とする。

○ごみ袋1ℓあたりのごみ処理経費 → 13.7 円/ℓ ※R5年度実績

○ごみ袋1枚あたりのごみ処理経費

・大 袋 548 円(13.7 円/ℓ×40ℓ) → 548 円×9% → 49 円/枚

・中 袋 274 円(13.7 円/ℓ×20ℓ) → 274 円×9% → 25 円/枚

・小 袋 137 円(13.7 円/ℓ×10ℓ) → 137 円×9% → 12 円/枚

大袋 49 円／中袋 25 円／小袋 12 円

【案2】ごみ袋1枚あたりの受益者負担率を 10%とする。

鳥取市やごみ袋有料化の先行自治体の多くが採用している「ごみ袋1枚あたりのごみ処理経費の 10%」を受益者負担率とします。

(指定ごみ袋価格の再検討を行った鳥取市の考え方を参考にしたもの)

○ごみ袋1ℓあたりのごみ処理経費 → 13.7 円/ℓ ※R5年度実績

○ごみ袋1枚あたりの処理経費

・大 袋 548 円(13.7 円/ℓ×40ℓ) → 548 円×10% → 55 円/枚

・中 袋 274 円(13.7 円/ℓ×20ℓ) → 274 円×10% → 27 円/枚

・小 袋 137 円(13.7 円/ℓ×10ℓ) → 137 円×10% → 14 円/枚

大袋 55 円／中袋 27 円／小袋 14 円

【案3】ごみ袋1枚あたりの受益者負担率を 11%(10%から1%増加)とする。

現在使用している一般廃棄物処理施設の処理経費と維持運営費の今後の高騰を見込み、【案2】に1%を上乗せした 11%を受益者負担率とします。

(ごみ袋1枚あたりのごみの処理経費がR5年度からR6年度にかけて、1.1%増加しているため)

○ごみ袋1ℓあたりのごみ処理経費 → 13.7 円/ℓ ※R5年度実績

○ごみ袋1枚あたりの処理経費

・大 袋 548 円(13.7 円/ℓ×40ℓ) → 548 円×11% → 60 円/枚

・中 袋 274 円(13.7 円/ℓ×20ℓ) → 274 円×11% → 30 円/枚

・小 袋 137 円(13.7 円/ℓ×10ℓ) → 137 円×11% → 15 円/枚

大袋 60 円／中袋 30 円／小袋 15 円

【ごみ袋1ℓあたりのごみ処理経費の算定方法(R5 年度実績)】

①ごみ 1 kgあたりのごみ処理経費を算定

ごみ処理経費：家庭系(委託分)可燃ごみ収集量=ごみ 1 kgあたりのごみ処理経費

$$349,192,033 \text{ 円} \div 7,649,630 \text{ kg} \div 45.6 \text{ 円/kg}$$

<ごみ処理経費の内訳>

a 可燃ごみだけの収集運搬委託費

ごみ収集運搬委託費に可燃ごみ収集割合を乗じて得た額

b ごみ袋作成費、ごみ袋保管配達費、ごみ袋販売手数料

c 連合負担金(ごみ処理費)に占める家庭系可燃ごみ処理費

連合負担金(ごみ処理費)にごみ搬入量に占める可燃ごみ搬入量の割合を乗じた得た額

※連合負担金は、ランニングコストにあたる「ごみ処理費」(ごみ処理施設の運転管理費・

光熱水費・施設の維持管理のメンテナンスに関する設備整備費等)を経費とする。

②ごみの比重から1L あたりのごみ処理経費を算定

$$45.6 \text{ 円/kg} \times 0.3 \text{ kg/ℓ} = \underline{13.7 \text{ 円/ℓ}}$$

(ごみの比重 0.3 kg/ℓ 引用:環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果」)

【現行の受益者負担率の算定方法(R5 年度実績)】

③ごみ袋1枚あたりの処理経費を算出

$$\text{現行の大袋 } 13.7 \text{ 円/ℓ} \times 40\ell = 548 \text{ 円/枚}$$

$$\text{現行の小袋 } 13.7 \text{ 円/ℓ} \times 20\ell = 274 \text{ 円/枚}$$

④ごみ処理経費に占める可燃ごみ処理手数料の割合を算出

$$\text{現行の大袋 } 31 \text{ 円/548 円} \times 100 = \underline{6\%}$$

$$\text{現行の小袋 } 21 \text{ 円/274 円} \times 100 = \underline{8\%}$$

【資料3】県内自治体の状況(可燃ごみ袋料金)

区分	倉吉市のごみ袋料金改定の規格を基準に分類 (倉吉市:中袋=現行の小袋、小袋=新設)			
	40ℓ(大袋)	30ℓ(中袋)	20ℓ(中袋)	10ℓ(小袋)
【現行】倉吉市	31円 (40ℓ)		21円 (20ℓ)	
【案1】倉吉市 (受益者負担率 9%)	49円 (40ℓ)		25円 (20ℓ)	12円 (10ℓ)
【案2】倉吉市 (受益者負担率 10%)	55円 (40ℓ)		27円 (20ℓ)	14円 (10ℓ)
【案3】倉吉市 (受益者負担率 11%)	60円 (40ℓ)		30円 (20ℓ)	15円 (10ℓ)
琴浦町	32円 (40ℓ)		19円 (20ℓ)	19円 (20ℓ)
湯梨浜町	31円 (40ℓ)		26円 (20ℓ)	26円 (20ℓ)
北栄町	30円 (60ℓ)	25円 (40ℓ)	20円 (20ℓ)	
三朝町	50円 (40ℓ)		40円 (20ℓ)	20円 (10ℓ)
鳥取市	60円 (45ℓ)	40円 (30ℓ)	30円 (20ℓ)	15円 (10ℓ)
米子市	63円 (40ℓ)	47円 (30ℓ)	31円 (20ℓ)	16円 (10ℓ)
境港市	41円 (40ℓ)	31円 (30ℓ)	20円 (20ℓ)	10円 (10ℓ)

◆環境省 一般廃棄物処理有料化の手引き(令和4年3月発行)抜粋

ごみ処理手数料の料金水準を設定する際は、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準などを考慮するよう推奨している。

①一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果

可燃ごみ処理手数料引き上げで、ごみの排出抑制とごみと再生資源の分別効果が高まる。

②住民の受容性の考慮

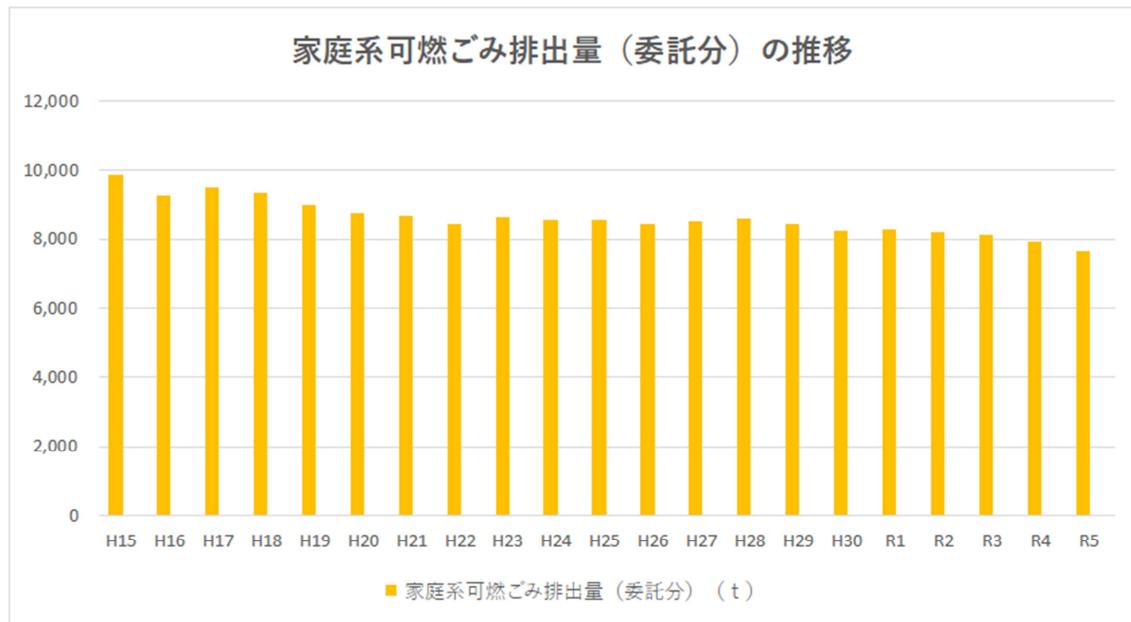
改定案は、他市や周辺町の料金水準から大きく逸脱していないことの理解を求める。

③他市及び周辺町の手数料水準との比較

改定案は、他市や周辺町の料金水準から大きく逸脱していない。

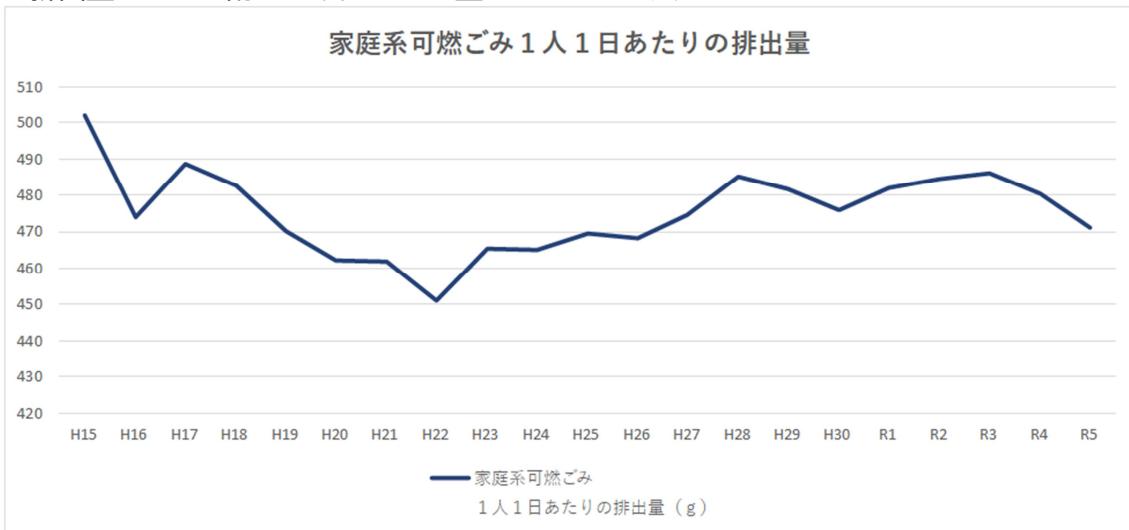
【資料4】家庭系可燃ごみ排出量(委託分の推移)

倉吉市内のごみステーションで回収される可燃ごみの量(年間)です。



【資料5】家庭系可燃ごみ1人1日あたりの排出量

資料4の排出量を人口で割り、1日あたりの量にしたものです。



【資料6】家庭系可燃ごみ1人1日あたりの排出量の推移(平成15年度～令和5年度)

資料5を表で示したものです。資料4～6を見ると、家庭系可燃ごみの排出量減少は、人口減少に起因したものであることが分かります。

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	R1	R2	R3	R4	R5
人口(人)	53,660	53,414	53,162	52,757	52,079	51,755	51,379	50,977	50,562	46,840	46,371	45,715	45,116	44,366
世帯数(世帯)	20,366	20,509	20,359	20,539	20,371	20,478	20,589	20,652	20,687	20,670	20,724	20,654	20,666	20,524
家庭系可燃ごみ排出量(委託分) (t)	9,862	9,241	9,483	9,292	8,961	8,730	8,665	8,396	8,610	8,262	8,198	8,112	7,909	7,650
家庭系ごみ排出量 (t)	11,496	10,325	10,428	10,195	9,791	9,501	9,450	9,133	9,412	9,997	9,945	9,817	9,527	9,189
家庭系ごみ1人1日あたりの排出量(g/人・日)	585	530	537	529	514	503	504	491	509	583	588	588	579	566
家庭系可燃ごみ1人1日あたりの排出量(g/人・日)	502	474	489	483	470	462	462	451	465	482	484	486	480	471

【資料7】ごみ処理経費・可燃ごみ指定袋1枚あたりの受益者負担率の推移

表に記載の数値と計算式を用いて、受益者負担率を計算しました。

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①家庭系(委託分)可燃ごみ 収集量(kg)	8,429,660	8,501,390	8,584,400	8,419,790	8,221,330	8,261,840	8,198,030	8,112,320	7,908,820	7,649,630
収集運搬委託費(円)	153,990,720	153,945,360	154,904,400	154,522,080	154,727,280	156,288,560	157,722,400	158,439,600	159,682,600	161,338,540
可燃ごみ収集割合	65%	65%	65%	65%	65%	65%	65%	65%	65%	65%
a 可燃ごみだけの収集運搬委託費	100,093,968	100,064,484	100,687,860	100,439,352	100,572,732	101,587,564	102,519,560	102,985,740	103,793,690	104,870,051
b ごみ袋作成費(円)	15,746,400	16,672,554	14,461,092	15,266,880	14,680,440	13,749,588	10,480,200	10,855,350	15,810,800	14,256,000
c ごみ袋保管配送費(円)	3,123,000	3,291,000	3,549,000	3,518,000	3,457,728	4,318,880	4,925,580	5,074,080	4,907,760	5,745,080
d 販売手数料(円)	3,665,760	3,918,960	3,716,160	3,988,320	4,047,840	4,330,200	4,224,096	4,988,208	4,208,644	4,114,652
e 連合負担金(円)	338,707,000	293,865,000	272,181,000	231,107,000	217,729,000	268,246,000	317,131,000	363,852,000	402,815,000	400,375,000
F 連合負担金に占める 家庭系可燃ごみ処理費の割合(%) 注1	55%	55%	53%	53%	54%	54%	55%	56%	56%	55%
g 連合負担金に占める家庭系可燃ごみ 処理費 e × F(円)	186,288,850	161,625,750	144,255,930	122,486,710	117,573,660	144,852,840	174,422,050	203,757,120	225,576,400	220,206,250
②ごみ処理経費 (a+b+c+d+g)(円)	308,917,978	285,572,748	266,670,042	245,699,262	240,332,400	268,839,072	296,571,486	327,660,498	354,297,294	349,192,033
③可燃ごみ1kgあたりのごみ処理経費 ②/①(円)	36.6	33.6	31.1	29.2	29.2	32.5	36.2	40.4	44.8	45.6
④可燃ごみ1ℓあたりのごみの処理経費 ③×0.3(円)	11.0	10.1	9.3	8.8	8.8	9.8	10.9	12.1	13.4	13.7
⑤可燃ごみ袋【大】(④×40ℓ) 1枚あたりの処理費用(円)	440	404	372	352	352	392	436	484	536	548
⑥可燃ごみ袋【小】(④×20ℓ) 1枚あたりの処理費用(円)	220	202	186	176	176	196	218	242	268	274
倉を 吉基 市準 のに 規分 格類	ごみ袋【大】1枚の料金(円)	30	30	30	30	30	31	31	31	31
	ごみ袋【小】1枚の料金(円)	20	20	20	20	20	21	21	21	21
●可燃ごみ袋【大】(1枚の料金/⑤) 1袋あたりの受益者負担率(%)		7	7	8	9	9	8	7	6	6

○可燃ごみ収集割合

ごみ収集日程表に基づく可燃ごみと可燃ごみ以外の区分の割合

○連合負担金に占める家庭系可燃ごみ処理費の割合

ほうきリサイクルセンターで処理する一般廃棄物の量(※)に占める家庭系(委託分) 可燃ごみ収集量

※ほうきリサイクルセンターで処理する一般廃棄物量 = ごみ収集量(可燃・不燃・可燃粗大・不燃粗大) + ビン(家庭系の委託分を除く) + 缶 + ペットボトル(家庭系の委託分を除く) + 小型家電

○令和5年度のごみ処理経費は、令和元年度と比較して80,353千円の増加。

→R2年度以降に広域連合負担金(ごみ処理費)が急激に高騰したことが主な要因。

【資料8】可燃ごみ処理手数料(指定ごみ袋料金)改定による手数料増額(想定)

可燃ごみ処理手数料を改定した場合の歳入増額分(想定)

改定内容	数料増額
【案1】受益者負担率9%	24,319千円
【案2】受益者負担率10%	33,276千円
【案3】受益者負担率11%	41,109千円

2. 新サイズの指定ごみ袋導入

ごみの排出量が少ない世帯の状況を考慮し、現行の小袋に加えて更に小さな規格の袋を導入する必要がります。(大・中・小の3種類とする。)

【指定ごみ袋の種類の変更】

大袋(40ℓ)と小袋(20ℓ)に加え、現行の小袋より小さい袋を導入し、袋の名称を大袋(40ℓ)・中袋(20ℓ)・小袋とする。新たに導入する小袋は、他市(鳥取市・米子市・境港市)に合わせて、中(20ℓ)の2分の1の10ℓサイズとする。

(1)規格 → 変更

袋をめくりやすくするため、取っ手付きを採用します。(他市(鳥取市・米子市・境港市)においても、取っ手付きの袋を採用)取っ手付きのごみ袋は、マチ部分が折り畳まれているため、めくりやすくなるだけでなく、「持ち運びやすい。」「結びやすい。」というメリットがあります。袋の厚みと強度については、袋の品質と安全性を確保するため、現行の日本産業規格(JIS 規格)に準拠します。

種類	規格	
	現行	改定案
大袋(40ℓ)	縦83cm×横65cm×厚さ 0.035mm	縦83cm×横46cm×厚さ 0.035mm
中袋(20ℓ)	縦68cm×横50cm×厚さ 0.035mm	縦68cm×横35cm×厚さ 0.035mm
小袋(10ℓ)	—	縦50cm×横30cm×厚さ 0.025mm

(2)素材・色 → 変更なし

現行の袋は、無臭で衛生性が高く、引っ張り強度や耐衝撃性にも優れている高密度ポリエチレン製を採用しています。現行の袋の素材については、市民やごみ収集運搬業者から苦情がないこと、ほうきリサイクルセンターの焼却炉でのかくはんや焼却の処理工程についても問題が生じていません。袋の色は、ごみ袋への異物や危険物の混入を防ぐため、引き続き、白色半透明とします。

(3)デザイン → 変更なし

現行の袋は、袋の種類(大、小)や可燃ごみの種目(紙くず、生ごみ、木くず、布くず、プラスチック容器・製品、ビニール製品)を周知するための文字やイラストを赤色でプリント印刷しています。また、ごみ減量化と再資源化を図る取組として、「紙くずは資源ごみ回収に出すこと」「生ごみは十分に水を切ること」についてもプリント印刷をしています。

なまえの記入欄は、一人ひとりが責任をもってごみを排出する目的で設けましたが、プライバシーを理由に市に苦情が寄せられ、次第になまえの記入を緩和し、現在ではなまえの記入がない袋についても収集しています。袋のなまえの記入欄の取扱いは、ごみステーションを管理する自治公民館の判断に委ねています。

周辺町(北栄町・湯梨浜町・琴浦町・三朝町)の指定ごみ袋においても、なまえの記入欄が設けられており、本市と同様の取扱いとしています。

※ 令和8年11月1日以降、新規格の指定ごみ袋(大・中・小)及び現行の指定ごみ袋(大・小)を改定後の料金で販売します。

3. 今後のスケジュール(予定)

- ・令和8年2月～3月 パブリックコメントを実施(30日間)
- ・令和8年3月 パブリックコメントでの意見を踏まえ手数料決定
- ・令和8年5月 条例改正案の上程、予算計上の手続き
- ・周知期間を設定し、令和8年11月から改定手数料の適用を開始